

定款認証の負担軽減のためのデジタル活用に向けた実務検討会 第2回

議事要旨

日時：令和6年9月5日（木） 12：00～14：10

場所：オンライン

- 議題：①「モデル定款の実現可能性を検討すべき会社の範囲」
②「商号・事業目的を除くモデル定款の具体的な内容」
③「モデル定款における商号・事業目的の取扱い」
④「モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果及びモデル定款を作成するシステム等の位置付け」

（冒頭、配付資料の確認・説明に加えて、重松委員から提出資料に基づく説明がされた。）

（①「モデル定款の実現可能性を検討すべき会社の範囲」）

- モデル定款の範囲を取締役会非設置会社に限ると、設立時から取締役会を設置したいスタートアップはモデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果を得られなくなり、その効果次第では不利益を受けることになる。実態を調査した結果、設立時の取締役会設置のニーズがないのであれば、まずは取締役会非設置会社に限定してスモールスタートにすることもあり得るが、取締役会設置会社に対してモデル定款というものが理念的にフィットしないということではないと思うので、第2弾として、取締役会設置会社についても同様の仕組みを作っていくことも継続的に考える必要はあると思う。ただ、現状でニーズがないものについて、今の段階から対象とすることに強くこだわることではない。
- モデル定款の内容を単純なものにすることと、それが分かりやすいものになることは、必然ではないのではないかと。モデル定款の議論は、元々は適法性を担保するための議論であり、適法でないものは問題であるが、適法である限り、サービス設計のレベルで分かりやすくするということが、独立して議論することができるのではないかと。思う。
- この会議はスタートアップに主眼が置かれていると認識している。株主総会の招集の期間は、取締役会非設置の場合には1週間より短い期間を定めることができることになっているが、そういったところに柔軟性を持たせていこうと考えると、取締役会非設置に固定してその期間を短縮できるようにしてあげた方が、スタートアップフレンドリーになると思う。

- 現場的な感覚としては、設立時から取締役会を設置する例はほとんどない。また、実態を調査した結果もそういった事例はないということであれば、ニーズがないものについてはあえてやる必要性はないと考える。実務的には、設立の第1段階では取締役会非設置で始めて、その後、企業の成長に合わせて取締役会を設置するよう変更するというのが一般的なのではないか。
- 取締役会非設置会社を前提として考えるのが良いと思う。実例としてほとんどないものに特例措置を設ける必要はない。相談の段階で取締役会設置を考えたスタートアップの方がいたが、その場合は取締役3名以上に加えて監査役も必要になり、結局人を備えるのに苦勞して非設置にしたという事例があった。会社を立ち上げる最初の段階では取締役会非設置会社のみを念頭に考えるのが合理的だと考える。
- 取締役会非設置会社に限るという方向性で、少なくともこのフェーズの検討は良いと思う。実務としてやっている限りでは、スタートアップの中で設立時から取締役会設置会社を選択するニーズは極めて少ない。一番の問題は人繰りの問題と、人に要するコストの問題で、最初のフェーズから取締役会設置が選択されることは基本的にはないと認識している。確かに、スタートアップの中でもごく例外的に、非常によく考えている会社もあるが、そういった方々は、ある程度長い時間をかけて制度設計や株式の将来の構想まで考えてから詳細なものをやることになると思うので、短期間で設立まで持っていくという今回の制度を利用する実益やニーズはないと思う。新しい取組ということで、スモールスタートでやっていく方が実務的にはワークすると思っている。
- 実態を調査した結果、取締役会設置会社がゼロだということであれば、モデル定款をまずは取締役会非設置会社に限定して作ることに賛成である。一方で、最初のモデル定款がうまくワークすることを確認した上で、取締役会設置会社を後から自動化の流れの中に入れていくこともできると思う。まず今は、短期間で登記申請までを完了させるということを議論しているので、発起人が少人数の場合に簡便に設立まで一気通貫で完了するということを目的にするならば、まずは取締役会非設置会社に限定して作って、その次の段階になれば取締役会設置会社についても検討するという手順が良いと思う。
- 取締役会非設置会社に限った形で検討していくという方向で良いと思う。仮に後で取締役会設置会社も対応するという話になった場合でも、モデル定款のシステムを変更する対応もおそらく可能だと思う。
(当面は取締役会非設置会社に限定して迅速に検討を進めるということについて、委員の間にコンセンサスがあることが確認された。)

(②「商号・事業目的を除くモデル定款の具体的な内容」)

- 選択肢が増えると発起人が悩んでしまうから選択肢はおよそ提示してくれるな、というのが果たして望ましい姿なのか。適法性の確認という意味では、どれも適法なのであればその中で選べば良い。分かりにくいと困るという人に対しては、デフォルトを設けることでそのニーズは解消すると考える。いろいろ選びたい人に対しても選択肢を消してしまうということには抵抗がある。
- 例えば各項目の選択肢の横にヘルプページや相談用のチャンネルを置いたり、動画で簡単に解説するようなコンテンツを置いたりすることで、モデル定款自体をシンプルにすること以外にも、分かりやすく迷わなくする方法はサービスのレイヤーでかなりあると思っている。スタートアップに特化したものを作りたいのであれば、サービスのレベルでターゲットを絞り込んで、スタートアップの方にはこういうサービスがお勧めです、と示すこともできる。モデル定款の仕様とは別の、サービス競争のレイヤーで分かりやすさを担保することも可能なので、モデル定款自体を分かりやすくするために単純にしないといけない、ということでは必ずしもないと考えている。
- どこまで選択肢を設けるのか、どこまで決め打つのか、ということを考えていくときには、設立時点で必ず決めておかなければすぐ困るものと、会社がその後運営されていくに当たって定款変更で対応することができるものを切り分けて議論していくと良いのではないか。
- できるだけ選択をしたい人にとっては、任期を何年にするとか、いろいろな選択肢があり得るわけなので、選択の幅を取れた方が良いと思っている。では何年が良いのか、譲渡制限をどこで承認するのが良いのかは、それぞれ人によって「こっちの方が良いのではないか」というものはあるとは思いますが、あまり絞りすぎるべきではないと思う。適法性の確認という意味では、どれも適法なのであれば、後はその中で選べば良い話ではないか。別の段階の話として、デフォルトを設けるのか、設けるとしてどれにするのかといったことも考える必要はあるが、基本的には選択肢をできるだけ広く取るということを考えて、デフォルトの設置を含めた利便性についてはサービスのところで対応するのが良いと思っている。
- 選択肢がどれくらいあるかということと、それを選びやすくする工夫というのは分けて考え得ると思っている。議論があるような論点について片方の選択肢に絞ってしまうのは踏み込み過ぎではないかと思っていて、この議論が適法性をどう担保するかというところからスタートしていることも鑑みると、適法な選択肢を弾くことはやり過ぎではないかと思っている。飽くまでこれに沿っていれば適法であるから公証人の確認が簡便になるという効用を狙っていくべきだと思うので、適法な選択肢である限りは基本的に減らすべき

ではない。知識を分かりやすく発起人に届ける方法は、解説コンテンツを準備してそれをサービスに埋め込むようにするなど、いくらでもあると思っている。もしスタートアップに特化して本当に分かりやすいものを作ろうということであれば、サービスのレイヤーで選択肢を最大限狭めたものを作るとか、例えば政策目的としてそれを実現するというのであれば、法人設立ワンストップサービスをスタートアップに特化したサービスとして再設計するようなことも考えられると思う。適法な選択肢を弾くのではなく、そのサービスのレイヤーで分かりやすくするということが、重要なポイントだと思う。

- モデル定款の規定を（固定化するのではなく）選択式にすることでチェックや目検が必要になって自動的に設立まで進まなくなるということがトレード・オフの関係にあると思っている。また、自由記載にすることで内容が抽象化してしまう、不適法になってしまうというリスクが出るのであれば、そこは選択式にするのが良いと思うし、選択する内容がたくさんあったとしても見せ方で工夫できると思う。例えば、プルダウンから選ぶ場合でも、「製造業」をチェックすると、小項目の中から選べるとか、見せ方、ソートの仕方によって分かりやすさを維持することはできるので、あまりに細かな内容まで踏み込んでいく必要はないと思う。バリエーションがあり得る項目であっても、普通の人が見て選び取れる選択肢であれば、それはできるだけ残した方が良いと思う。
- ある程度選択肢を選べるようなマザーシステムを作ることがベターだと思う。これは議題④にも関わるが、今回法務省が作るシステムはマザーシステムとして選択肢を広めに持つツールとし、APIで民間事業者がそのマザーシステムを使えるようにするべきで、この民間事業者が提供するサービスこそがメインになるべきだと思っている。そうすることで、民間事業者が競い合っただけでUXを良くしていく中で、例えばスタートアップ専用のもを作ろうというのであれば、サービスのレイヤーで選択肢を絞れば良い。APIは、多くの選択肢を提供する中で、その一部を選べないようにするシステムを組めば良い話であって、民間事業者のUXの自由競争により、よりスタートアップが使いやすいシステムが生まれてくるように設計するのが全体的な利益に即していると思う。
- 何をデフォルトにするかというのは議論の余地はあるが、とにかく早く設立したいというニーズに応えるために選択の参考となるデフォルトを置くのは賛成である。一方で、ユーザーが選び取れるものについては選択肢を提示するというのも一案かと思う。また、本来の会社法の趣旨でいえば自由記載を多く残すべきだとは思いますが、今回は早く起業したいというスタートアップを対象としていることから、自由記載はなしとするのも一案かと思う。

- 各条項を見ていくと、選択肢の数、幅、性質などについては、グラデーションがあるかもしれないと思っている。ここも統計的な手法によってある程度分類分けして、この範囲であればこういう見せ方をする、というやり方が可能かと思う。例えば、取締役の員数という項目では、人数に加えて、「以上」なのか「以下」なのかという話は、実務ですごく悩むところである。ここはむしろ、起業される方がその会社の組織をどういうふうに守りたいか、どういうふうに広げていきたいかという話に踏み込まないと、どちらが良いのかが一義的に判断できない。この点はチャットサービスを使ってやりとりをしてもなかなか発起人のイメージどおりにならないところで、こういうところを今までは士業者や公証人が埋めてきたのだと思う。数字なども無限にバリエーションがあるわけで、この条項についてはこの考え方をした方が良い、というのはあらかじめ分析して考えておく必要があると思う。
- 商号、事業目的を除いては、制度として簡便に、早く適法性を判断するためにも、自由記載は困難であり、選択式にならざるを得ないと思う。一方で、選択式の中でどこまでの選択肢を示すのかという点は、無限のレンジがある中で非常に難しいと思っている。
- 商号、事業目的を除いた項目について自由記載を残すのは相当難しいと思う。自由記載となった時にユーザーを迷わずに導くのはかなり難しいというのが率直な感覚である。商号、事業目的以外のところは基本的に選択型にするのが良いと思う。方向性としては、検討会資料の「モデル定款イメージ（検討のたたき台）」のような作り方になると思う。
- 検討会資料の「モデル定款イメージ（検討のたたき台）」に記載されている程度の選択式で良いのではないかと考えている。その上で、もし必要があれば、その選択肢の間でデフォルトを決めることもあり得ると思う。いずれにしても、「モデル定款イメージ（検討のたたき台）」がベースで差し支えない、現状困ることはないと思う。

（モデル定款を作成するシステム等を利用して定款案を作成した場合に出力される定款案の具体的内容について、①項目としては末尾の「モデル定款イメージ（検討のたたき台）」の内容で足りること、②各項目について、適法・有限な範囲で選択することができるものについては、できる限り選択肢を確保する（ただし、あまりにも選択肢の範囲が広がるものがないかどうか、念のため留意する。）一方で、商号・事業目的以外の自由記載は認めないこと、③選択式となる項目については、一般的に広く用いられているものを初期設定として一旦定めておくことにより、ユーザーにとっての選択時の参考として利便性を確保する、といった大まかな方向性については、委員の間にコンセンサスがあることが確認された。）

(③「モデル定款における商号・事業目的の取扱い」)

- 事業目的については、まず「業種」を選んで、次にその業種に対応する「事業目的」を選ぶというような方法はどうか。選択肢の中身については、検討会資料6ページにある「イノシシ・シカ等の地域害獣による～」のようなものまででは対応できないと思うが、「〇〇テック」といったカテゴリー名を追加して、少しでもベンチャーの方々の記載したい具体のところに寄り添うことはできると思う。
- 自由記載の部分についてどのように適法性を担保していくのかというところが一番の論点になると思っている。その時の考え方として、例えば商号では、似たような名前でも誤解を招くような、なるべく避けた方がいいものがあったときに、そういうものは弾く仕掛けにしておくとか、注意事項で促すといったことが必要である。最後はやはり、どんなパスにおいても、公証人と議論できるような仕掛けを入れておくことによって、自由記載の部分についてはガイドを促していくという設計にしておくことが必要ではないかと思う。
- 最後に公証人に相談をするということについて、公証人は本来相談をする機関として会社法上求められているわけではなく、例えば、定款作成支援サービスを提供している事業者や、士業者が相談を受ける役割を担っているので、公証人は相談機関ではないと思った方が良く。公証人がどういう役割を果たすかというところと、「どうするのがいいでしょうか」と相談する相手が必要だという話は切り離すべきだと思う。
- 公証人の助言等の部分は、現に公証人に相談されている例も相当あり、あえてそれを否定する必要はないので、公証人に相談する余地を残すべきだと思う。サービスの中でそういった説明を加えても、なおよく分からないという部分は残る中で、公証人にそういった相談をする余地は残す、というのは他と何か抵触するものではないと整理している。
- 事業目的については、選択式と自由記載の両方を合わせる形がベストだと考えている。スタートアップや会社を初めて立ち上げる人は、事業目的をどう書けばいいのかそもそも分からないので、選択式があることがマストだと思う。他方で、スタートアップの場合は既存のものでは書き切れない事業目的もあると思うので、自由記載も必要だと思っている。また、自由記載についても、弾かなければいけないもの、規制のところに関しては、一定のテクノロジーで弾くことは可能だと考えている。例えば、同じ商号で同じ区の場合は当然弾くことが可能だし、過去に例があるものをホワイトリストというような形で設定していくことも可能だと考える。一方で、難しいと思うのは、公序良俗に反する事業目的、商号で、ここは現在は公証人が弾いている部分だと思うが、こ

ちらがある程度ルール化、言語化できれば、それを基にシステム化していくことが十分に可能だと思う。公序良俗の判断というものを、公証人全体で明確なルールがあるのか、それとも一人一人の裁量に委ねられているのか、その辺りを伺った上でシステムに落とし込んでいければ、自由記載を残したとしても、今と同じ水準で適法性を担保したものを作れるのではないかと考えている。

- 違法性の有無についてはいろいろな観点で審査されているようなので、代替手段として足りないとは思っているが、LLM（大規模言語モデル）で自由記載についてもある程度判定ができるようになってきている。例えば公序良俗に反するという意味では、著名人の名前と類似しているかどうかという判定があると伺っているが、著名人の名前では、フルネームの場合はもちろん、ひらがなの場合も「100%一致」の判定が出て、名前を曖昧にしていくと、50%、40%とパーセンテージが下がっていく。今のLLMでは一致の程度をパーセンテージで判定できるので、例えば「100%一致」であれば人の目を通さずに拒絶するといったシステム化は可能なレベルにあると思っている。また、芸能人に疎い方であれば分からないような芸能人の名前も、LLMであれば「100%一致」と判定するので、そういう意味では人よりも優れた判定が可能。一方で、「こういった名前が商号として利用可能か」といったかなり曖昧な聞き方をすると、会社の1営業部門を示すような名称があたかも商号として認められるような判定をしたりするので、公証人がチェックする観点ごとにプロンプトを具体的に組み上げていくことで、ある程度皆さんの体感と合うような判定ができるシステム化は可能かもしれないと思っている。判定基準をいくつかの観点でプロンプトを投げて判定させた上で、「100%ダメ」というものが一つでもあれば判定NGとする、全ての観点において混同する可能性が10%以下であれば公証人が見なくても審査を通してしまう、といった基準値を設けてシステム化することは可能かもしれない。
- ルールベースで、登記に使用できない文字が定められている部分はそれをブラックリスト的に使うこともあり得る。今回のこの機会に、従来の審査でどのような観点でチェックしているかということと、できるだけ可視化して、機械的に判定していけないかというトライはしたほうが良いと思っている。いま暗黙のルールでやられているものを明文化して仕組みに落とししていくことは、システム化をする際の王道である。
- この議論は、モデル定款を利用した場合にどれくらいの効果をもたらすかということとセットで考える必要があり、どのような方法であっても違法なものを100%弾くことができない以上、トータルで設計するということが非常に大事だと思う。商号はどうしても難しいのかもしれないが、事業目的については、すべて選択肢から選んだ場合には大きな効果を与えるということ

は考え得ると思う。もちろん事業目的をこだわりたいという人には難しいかもしれないが、例えば「〇〇テック」のような、それぐらいのカテゴリー名まで選択肢に入っているのであればそれで満足する方もいると思うし、実態として事業目的をそこまでこだわらない方が一定数存在するのも事実。事業目的をこだわらずにすべて選択肢の中から選んだ場合には、事実上ほぼチェックするところはないので大きな効果が与えられる。それぐらいの幅があると思うので、そういう幅で、方法と効果をセットで議論していきたいと思っている。

- 商号については、LLMを使って、現在公証人がチェックしているポイントで本当に必要なことをプロンプトに落とし込んでチェックして、ある確率以上のものは弾くという仕組みを設けることで、ほぼ目検なく通せると思う。一方で、事業目的についてはいろいろな可能性があるのもので、全部システムで対応することは、ファーストリリースでは諦めざるを得ないのかもしれない。ただ、選択式の中で、実例からすべての事業目的を選択肢として用意して、UI・UXのところは見やすいように工夫するという形で、早く登記まで完了するということにつながっていくと思う。事業目的の選択肢については、実例も基にしながら選択肢を広めに抽象的に設ける、更にそれを時代に合わせてアップデートしていくことで、なるべく選択肢から選べるようにしておくことで適法性を担保するのが良いと思う。本当に独自性を追求したい方のニーズまでは拾えないであろう一方で、従来が自由記載形式であるがために独創的に書いているだけで、選択肢があればそこから選ぶという人もいると思っている。
- 検討会資料の6頁に記載されているようなスタートアップならではの独自性のある事業目的について、全て網羅するのは難しく、膨大な量を網羅すると、実際には使いにくいものになるのではないか。
- 商号については、LLMを用いる方法によって、自由記載でほぼ問題なくいけるのではないかと感じた。事業目的については、スタートアップを育てるという意味では書きたいことを書ける方が良いと思うが、なるべく選択肢から選べるように幅広く選択肢を設けておくというのも良いのかもしれない。効果とセットで考える必要がある中で、効果としてどこまでやるかという点については、設立手続の最後には登記があつて、登記官が形式的審査ではあつても字面からその記載が良いか否かは確認をしている。そうすると、例えば「麻薬の販売」のような人の目で見ても明らかに違法と分かるものは、登記官が見て判断できるだろうし、モデル定款によって確認する場所が事業目的だけに限定されることも考えると、登記官にその判断をさせることで登記官の負担がそれほど増えることはないかと思う。加えて、事業目的の選択肢をできるだけ抽象的に幅広いものにして選びやすくしようという考え方がある一方で、現

在の登記実務や公証実務においては、事業目的は具体的に書かなければいけないと指導をしていると聞く。株主から見て広く何をやるかが分かれば事業目的としてはそれで良いと考える一方で、公証人や登記官からはそうではない指導がされているのが実情。その齟齬が生じないようにする必要があり、今の登記実務として抽象的なものがどこまで許容されるかという点は確認する必要がある。自由記載ができれば一番良いとは思いますが、広めの選択肢を置くことでニーズを満たしつつ適法性も担保できるのであればそれが今のベストだと思う。

- 「協調領域」と「競争領域」に分けて考えると、民間事業者がAPIを使って自分たちなりのUXを作って、選択肢の範囲も決めていくというところは「競争領域」に当たる。一方の「協調領域」の方は、今までに書かれた事業目的をデータベース化してそれを突き合わせることは今のテクノロジーであれば簡単にできてしまうので、そういった方法で今まで人が見ていたところを自動化していくことになると思う。これは商号についても同じで、既存の商号の情報をデータベース化して類似商号がないかを突き合わせていくなど、いろいろなやり方はあると思う。「協調領域」についてはデータベース化も検討の対象にしながら、将来的にはAIも組み合わせながらやっていく、そういった中長期的なシステムの構造というのを描きながら進めていく必要があると思う。
- システムで全部完結させようとするのが間違っていて、複合的にやるべきだと思う。自由記載については、LLMでアラートを出して、危ないものだけ人がチェックするというような仕組みを作ることで、今までよりも精度高く違法なものを弾けるようになると思う。それによって人の労力を大幅に削減しつつ、チェックの精度も上げることができる。公序良俗という話においては、特にネットスラングのようなものは日々変化しており、それを人の知識をアップデートし続けて対応していくという事はできない。そういったところにLLMを使って、アップデートされたデータをリアルタイムでチェックしてアラートを出して、発起人に対して「これ危ないですよ」、「本当に突破してやりますか」ということを聞いて、それでも選ぶといった場合には人がそれをチェックすることで、ベストな解決策に近づいていくのではないかと考える。
- 事業目的は、例えば日本標準産業分類のように、大項目、中項目、小項目のように落とし込むことは可能で、そこに収まりきれない発起人の思いのようなどは自由記載として書かせる余地を残しておいた方が良いと思う。商号については、例えば公序良俗のような話とは別に、誤認を避ける必要もある。また、法人格に与えられる名称になるので、例えば自然人の出生届の時よりも、

考えなければいけないことが出てくると思う。ではどうやって商号をチェックするかと考えたときに、できるだけルールを可視化する作業は必要だと思う一方で、可視化した上で、もしそれをシステム化するのが費用対効果に見合わないという結論が出るのであれば、チェック機構として人の目を残すという選択になると思う。

- ファーストリリースの段階で、目検をすべてなくせるかという疑問である。また、起業の時には、定款認証、設立登記に加えて、銀行口座の開設の際にも事業目的は厳格に審査されることになり、そこで抽象的、包括的な事業目的を書いていると、様々な支障が生じるということも認識する必要がある。システムを最大限利用しつつ、人の目も入れてチェックするというのが現状の到達点として良いのではないかと考えている。
- 事業目的について、これが違法か否かという問題と、これが適切か否かという問題は次元が違うと思っている。例えば「〇〇法に適合する一切の事業」というものも違法とは言えない一方で、会社を動かしていく上では非常に不都合な場面が生じることになる。また、事業目的を選択肢から選んだとして、自分が当面やりたい事業が目的の10番目に出てきたりすると、それは事業融資を受けようとする場合には説得力がない。加えて、介護事業では、介護保険法の条文の通りに事業目的を書いていないと補助金を出さないという自治体もあり、その地域の公証人は皆、そのように記載するよう指導している。そういったチェックは機械ではできない。機械でやるチェックは、弾くチェックはできても、アドバイスのようなチェックはできないと考えている。
- 補助金申請を支援するシステムは世間にたくさんあるので、こういったアドバイスが有用であるかがある程度パターン化できれば、システム上でポジティブなアドバイスを出すこともできると思う。今行われているポジティブなアドバイスは、その知恵を明文化して世の中に流通させていく方が良いのではないか。また、法令上で定款認証に求められていることと、法令上求められてはいないがここまできたら良いねということは、性質が違うとっていて、その観点に応じてその効果を紐付けていくことが大事だと思う。法令上で定款認証に求められているところをちゃんとクリアできるのであれば、一定の効果は与えるべきだと思う。
- システムだけで一気通貫でいけるのか、それとも人の目とシステムを合わせたハイブリッド型にするのか、という点については、ハイブリッド型が良いと思っている。商号は、新しいものを会社の名前としてその時々で生み出していくという性質のものである一方で、LLMは過去のデータベースから分析していく手法なので、見ている次元が変わってくる場面があり、そうすると人の目が必要になると思っている。検討会資料に出てくる「株式会社バンク」は

使用制限があつて「株式会社データバンク」であれば大丈夫だという部分は、時代とともに新しいサービスがどんどん出てくる中で、その判断がかなり変わってくると思っているが、そういった目線でもLLMで全て判断ができてシステムで一気に通貫できるというのは、少なくともファーストリリースの段階では難しいと思っている。

- 基本的に商号と事業目的については自由記載を残した方が良いという立場だが、その自由記載をチェックするシステムを作ろうとしたときに、仮にLLMのようなものを使って生成AIでチェックしようとする、ハルシネーションのようなことも当然起こると思うし、利用する言語モデル、与えるプロンプトによって回答結果が違ってくる。そうなったときに、民間事業者がこのチェックルールを組み込む上で、それを利用して良いという正確性の審査基準としてどういったものを出して、それを担保できるものが果たしてあるのかという点は気になった。そういう意味では、LLMは審査のための支援機能という範囲から始めるのが良いと思う。仮にもし機械だけで適法性のチェックをしていくということになれば、それを担保する方法や、審査の方法も合わせて慎重に検討する必要があると考える。
- アドバイス機能をシステムに盛り込むような意見もあったが、アドバイス機能は、本来定款認証に必要な機能ではないと理解しているので、システムを複雑化しない方が良いと考える。

(④「モデル定款を作成するシステム等を利用した場合の効果及びモデル定款を作成するシステム等の位置付け」)

- 一定の限定された内容の定款が対象となることで、モデル定款を作成するシステム等を利用した場合には、基本的に適法性が担保され、公証人による審査を省略することが可能との効果を付与することが妥当と考える。組織形態の限定、選択式等内容の限定、商号調査についての一定のシステム構築によるブラックリストでの排除などにより、公証人がチェックした場合と同程度の適法性が担保されているとみなすことが可能であると考えている。他方で、システム上確認できる項目には限界があり、商号、事業目的という自由記載の範囲において、公証人によるチェックと全く同程度の内容を担えるかは疑義がある。その点を補完する趣旨で、モデル定款を利用した場合でも、公証人が確認を行うことができる権限は留保しておくことが妥当と考える。適法性が担保されていない可能性のある自由記載のみを対象に、システム上はじかれたものは公証人の確認の対象とすることとしつつ、不適切な設立の抑止力の観点から、公証人によるランダムチェックの権限も留保しておくべきと考える。
- モデル定款を用いたシステムによって作成される定款が会社法に適合する

ことが確保されているのであれば、会社法への適合性を確保するという観点からの公証人による定款認証は省略できるものとする。商号・事業目的の自由記載部分の確認をどうするかという問題については、公証人が確認せずとも、登記の時点における登記官による形式的審査によっても適法性の担保としては十分だと思う。公証人によるアドバイスを受ける機会を確保すべきという指摘があったが、アドバイスは、それを必要とする人が選択すれば良いのであって、アドバイスを受けることを強制することは正当化できないと思う。

- 登記・供託オンライン申請システムと民間事業者による定款作成等サービスのシステムの2段階があることを意識しておく必要がある。民間事業者の創意工夫により定款作成等サービスのレベルでの競争が起きることが望ましいと思うので、基本的には登記・供託オンライン申請システムのAPIを民間事業者に開放して、民間事業者が定款作成等サービスのシステムを作成する形が良いと思う。モデル定款自体を政府が作成するのか、各民間事業者が作成したものを政府が認証する形を取るのかは、また別の問題かと思う。
- モデル定款作成システムを利用した場合は、一定のインセンティブが与えられても良いと考える。インセンティブの内容としては、設立までの時間短縮、負担する費用の軽減が考えられる。

以上

※ 本議事要旨には、検討会後に委員から提出された意見の概要も含んでいる。